

## 行橋市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行橋市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）に関する入札手続を電子入札システムにより行う場合において、適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 行橋市が行う入札に関する事務を電子情報によって処理する情報処理システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムによる入札をいう。
- (3) 紙入札 第6条第1項の規定により認められた入札方式をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定により、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (5) 内訳書 入札金額の積算内訳（数量、単価及び金額）を明らかにしたものをいう。
- (6) 電子くじ くじ番号を用いた演算式により、電子計算機で落札者を決定するシステムをいう。
- (7) 入札情報公開システム 発注情報、入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。

(電子入札システム利用者)

第3条 電子入札システムを利用することができる者は、行橋市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている入札参加有資格者に限るものとする。

2 共同企業体（以下「JV」という。）を対象とする入札案件において、電子入札システムにより入札を行う者は、JVの代表会社とする。

(利用者登録)

第4条 電子入札を行おうとする者は、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 入札参加者は、代表者職氏名又は会社の商号若しくは住所に変更が生じた場合は、速やかにICカードを再取得し、かつ、前項に規定する利用者登録を再度行わなければならない。

3 入札参加者は、電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報に変更が生じた場合は、当該変更内容の登録を行わなければならない。

(対象)

第5条 電子入札の対象は、市長において、建設工事等に関する入札手続を電子入札で行うとして、入札公告等をもって指定した案件（以下「電子入札案件」という。）とする。

(入札書等の取扱い)

第6条 市長は、電子入札案件については、原則として電子入札システムにより入札させるものとする。ただし、入札参加者から事前に紙入札方式参加届出書（様式第1号）が提出された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、紙入札での参加を認めるものとする。

(1) 第4条第2項の規定に基づくICカードの再取得手続を終えていないとき。

(2) ICカードの失効、閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損又は盗難による再発行手続を終えていないとき。

(3) パソコン端末、通信回線等の障害で電子入札に対応できない場合その他やむを得ない事情があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めるとき。

2 入札参加者は、内訳書その他入札の参加において必要な書類（以下「入札参加必要書類」という。）の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければなら

らない。この場合において、電磁的記録媒体に記録するファイルの形式は、ワード形式、エクセル形式又はPDF形式のいずれかとする。ただし、市長が他のファイル形式を指定する場合にあっては、この限りでない。

3 紙入札により応札する入札参加者（以下「紙入札業者」という。）は、紙入札用入札書（様式第2号）及び入札参加必要書類を封入し、入札公告等記載の入札書受付締切日時（以下「締切日時」という。）までに契約事務担当課に持参しなければならない。

4 紙入札業者は、第9条の規定により電子くじを適用する場合に備え、あらかじめ紙入札用入札書に任意の3桁の数字をもって設定したくじ入力番号を記載するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、紙入札用入札書にくじ入力番号の記載がない場合は、市長は、くじ入力番号を「999」として取り扱うものとする。

（辞退）

第7条 入札業者は、開札前までは入札を辞退することができる。

2 前項の規定により、入札を辞退しようとする紙入札業者は、辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（開札）

第8条 開札は、公告等に記載した開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札業者がいる場合は、市長は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札用入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録するものとする。

（電子くじ）

第9条 前条の規定による開札の結果、落札となるべき金額の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者（事後審査によるものにあつては落札候補者）を決定するものとする。

2 電子くじに利用される情報は、次に掲げるものとする。

(1) くじ入力番号

(2) 応札順序（入札書がシステムに到達した順序）

3 前項第2号の規定にかかわらず、紙入札業者の応札順序は、電子入札による入札参加者の後とする。この場合において、紙入札業者が複数ある場合は、受付日時順とする。

4 前3項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、電子くじの手続を行わない場合は、別に発注者が指定する場所及び日時において、くじ引きにより決定する。

（入札執行回数）

第10条 電子入札における入札の執行回数は、1回とする。

（入札の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 同一案件において電子入札と紙入札とを重複して行った場合

(2) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(3) その他不正の目的をもってICカードを使用したことが判明した場合

(4) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格を下回る入札

(5) 公表する予定価格を上回る入札

(6) 内訳書の添付をせずに入札したとき、又は添付された内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札金額が一致していない入札

（障害時の対応）

第12条 市長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因、復旧の見込み等を調査の上、受付締切日時及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への変更若しくは入開札の中止その他必要な処置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、入札参加者に電子メール等で通知するとともに、行橋市ホームページにおいて、その旨を公表するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

紙入札方式参加届出書

年 月 日

行 橋 市 長 殿  
(契約担当者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記案件について、行橋市電子入札システムによる電子入札に参加ができないので、紙入札による参加を届出いたします。

記

1 案件名

2 電子入札での入札参加ができない理由

(1) 電子証明書（ICカード）の取得手続き中（取得申請書の写しを添付してください。）

- 新規取得
- 登録内容変更のため再取得
- 失効、閉塞、破損、盗難のため再取得

(2) その他

パソコン端末、通信回線等の障害（具体的な現象を記入してください。）

[ ]

その他（具体的に記入してください。）

[ ]

様式第2号（第6条関係）

# 紙入札用入札書

年 月 日

行 橋 市 長 殿  
(契約担当者)

商号又は名称

代表者(受任者)役職・氏名

印

1. 入札金額 ¥

ただし、消費税及び地方消費税の額は除く

2. 件 名

3. くじ番号 任意の3桁の数字を記入すること

--	--	--

行橋市契約規則を遵守し、入札いたします。

# 入札辞退届

年 月 日

行 橋 市 長 殿  
(契約担当者)

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

件名

下記の理由により入札を辞退しますのでお届けします。

記

## 1. 辞退の理由